

第 263 回 滋賀県公有財産審議会 議事概要

標記の審議会について、結果概要を下記の通りお知らせいたします。

本審議会については、議案第 4 号のみ公開しております。審議の記録の公開は、議案第 4 号のみとし、それ以外の議案は結果のみ記載しています。

1 日 時 令和6年7月18日(木)10:00～12:00

2 場 所 滋賀県庁 本館 4 階 4-A 会議室

3 出席者 【委員】駒林良則会長、上田和子委員、西川真美子委員、佃裕美委員、
千代博委員、上田理子委員、田中勝委員、荒木麻実委員、
岡田英基委員、北川純二委員
【幹事】濱川克彦幹事、植村拓也幹事、寺田由美子幹事

4 進行等 議長:駒林 良則(会長)
事務局:大橋 淳也(財政課 財産活用推進室長)

5 議題

第1号……………土地の売却について

第2号……………土地の貸付(事業用定期借地の設定)について

第3号……………土地の取得について

報告事項……………前回(第 262 回)諮問案件の補足説明

第 4 号……………行政財産使用料減免基準の検証について(協議)

6 概要

第1号議案

土地の売却について

(提案課より説明)

(審議)

審議結果:原案のとおり承認、答申

第2号議案

土地の貸付に係る事業用定期借地の設定について

(提案課より説明)

(審議)

審議結果:原案のとおり承認、答申

第3号議案

土地の取得について

(提案課より説明)

(審議)

審議結果:原案のとおり承認、答申

前回(第 262 回)審議会議案第 2 号、第 3 号

補足の説明

※前回(第 262 回)議案第 2 号、議案第 3 号について、提案課より補足説明

(提案課より説明)

(質疑応答)

結果:補足説明について了承

第 4 号議案

行政財産使用料減免基準の検証について(その1)

【説明】 総務部財政課

※提案課より説明

委員 その他公共団体または公共的団体で、公益事業実施後の収益がかなり上がっている事例は、そんなにあるのでしょうか。収益がそんなに上がることもないと思いますし、公益事業に使うと残るものもそんなにないと思います。うまく事業を行って収益をたくさんだしてという具体的なケースはあるのですか。

提案課 具体的な個別の適用事例については、次回説明しますが、たくさん収益を上げて、減免率が低いというところは現時点ではありません。あまり収益があがっていないとか、そもそも収益事業の規模自体がごく小さいというところが多くなっています。

委員 個別の事例については次回以降なんですね。今の話は規程から想定される案件の話ということで、イメージとして具体で出てきた方がいいのかもわかりません。民間だったら経費が掛かることが当然であり、減免をしっかりとあげるということはあまり考えなくてもよいのではないかと思います。最初から使用許可されるというメリットがあるとみれば、残った収益を使用料として全部召し上げるということはどうなのかということはあると思いますが、それでも(許可されるという)メリットはあるかなあということです。

提案課 県の使用許可を受けている団体は、減免が受けられると安く入れることになります。ただし許可できる条件は限られており、公共的団体ならだれでも入れるというわけではありません。お配りした資料に許可できる基準を入れております。県にとってメリットのある方に入っているところなんです。そのように入り口のところで許可基準により入る方を絞ったうえでの減免基準となっています。減免基準は二

段階目にある基準ということをご理解いただきご審議いただければと思います。

委員 収益事業を行う団体のケースで、収益をまず公益事業の財源として充当して、残った収益の範囲内で使用料を負担させるというのは制度としては合理的だと思います。ただ、収益事業と公益事業を両方行う団体で、公益事業の財源として使った分を明確に区分けできるのかという疑問があります。例えば、人件費は収益事業と公益事業の両方にかかる経費ですが、どこまで公益事業に使ったものとするのか、そのあたりの基準は明確なものがあるのでしょうか。

提案課 法人の種類は様々あります。公益法人会計基準になるところであれば収益事業、公益事業、団体会計の 3 つに分かれています。また、事業地が複数ある場合は、当該財産の上での事業になるので、他の事業地で収益事業がある場合は、そこを切り離して考えるということもしています。団体によって決算はさまざまであるため、個別に見るということで現在は対応しています。公益財団法人の場合は、決算の区分を見せていただいております。

委員 決算は後から出てきますので、当該年度の使用料はあとから算定されるのでしょうか。

提案課 申請時に出せる直近 3 か年分を提出いただき、その平均で算定しています。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、具体的な事例は次回以降ということで、本日のところはここまでとし、次回審議会で継続審議といたします。次回もよろしくお願いいたします。